

○公立大学法人評価委員会概要

1 概要

地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を設置しています。（委員会名：前橋市公立大学法人評価委員会）

評価委員会では、年に複数回会議を開催し、業務実績に関する評価に関する事等について、委員の皆様から意見をいただいています。

《根拠：地方独立行政法人法》

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事。

二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理する事。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

2 評価委員会が行う事務 <評価委員会の意見を聴く、又は評価を受ける事項>

※（ ）は地方独立行政法人法の規定

※地方独立行政法人法の改正に伴い、所掌事務に変更が生じる場合があります。

- (1) 地方独立行政法人が作成する業務方法書の認可への意見（第22条）
- (2) 設立団体が定める、法人が達成すべき業務に関する目標（中期目標）の策定及び変更への意見（第25条）
- (3) 中期目標を達成するため地方独立行政法人が定める計画（中期計画）の認可への意見（第26条）
- (4) 各事業年度における業務の実績の評価（第28条）
- (5) 中期目標に係る業務の実績の評価（第30条）
- (6) 中期目標の期間の終了時の措置等に当たっての意見（第31条）
- (7) 地方独立行政法人の財務諸表の承認に当たっての意見（第34条）
- (8) 地方独立行政法人の利益及び損失の処理の承認に当たっての意見（第40条）
- (9) 地方独立行政法人が行う借入金の認可への意見（第41条）
- (10) 地方独立行政法人が行う重要な財産の処分の認可への意見（第44条）

3 評価委員会の開催予定（案）

平成28年度は3回程度の開催を見込んでいます。主な内容は以下のとおりです。

第1回（5月16日） 委員委嘱、業務概要説明等

第2回（7月頃） 平成27年度業務実績に関する報告について

平成27年度決算に関する報告について

⇒行政管理課及び工科大事務局が評価委員会に対して概要を報告

第3回（9月頃） 平成27年度業務実績報告書（案）について

財務諸表及び利益処分について

⇒第2回を受けて、評価委員会が作成した業務実績報告書（案）の報告等